

2021年1月8日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による緊急事態宣言に対する
弊社の方針について（第9報）

お客様各位

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、1月7日（木）に菅総理大臣より新型コロナウイルス対策による緊急事態宣言が発令されました。首都圏の1都3県を対象として不要不急の**外出自粛要請（20時以降の外出自粛の徹底）**、テレワークによる**出勤者数の7割削減**が求められております。

弊社では、この度の緊急事態宣言を受けまして、再びテレワークを中心とした在宅勤務を実施させていただくことといたしました。

お客様には再びご不便やご迷惑をおかけすることになり大変恐縮に存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【実施内容】

- ・業務形態：原則として自宅での業務（テレワーク）
 - ・実施期間：令和3年1月12日（火）～2月11日（木）
- ※上記期間内のお問い合わせにつきましては、メールにてお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の期間が延長された場合には、その期間に合わせて再度延長する可能性がございます。ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社 春恒社
代表取締役社長 中山五男